

1 政令指定都市移行に伴い充実すべき社会福祉審議会児童福祉専門分科会の位置づけについて

(説明者：こども育成部長)

(1) 主な意見等

- 児童福祉審議会では委員を20人置くことができるのに対して、社会福祉審議会では定員を35人から50人に増やすことができるということは児童福祉審議会より少ない15人で審議にあたるということなのか。
 - 他の分科会委員との兼務が可能であり、実際に兼務をしている。社会福祉審議会に分科会を置くことにより、少ない委員数で審議しなければならないとは想定していない。

- 児童福祉審議会を新たに設置した場合は、社会福祉審議会から児童福祉専門分科会は抜けるのか。
 - 社会福祉審議会からは抜けることになる。

- 社会福祉審議会で児童に関することを審議しないというのは、審議会の機能としてよい印象はない。

- 児童福祉審議会にすることの明確なメリットがないから、政令市の多くが児童福祉審議会を選択していないのではないか。

- 今回の提案のとおり、実質何も変わらないのであれば、政令市移行後も社会福祉審議会でのよいのではないか。

- 臨時委員は定数に含まれるのか。
 - 臨時委員は定数50人には含まれない。

- 委員報酬の根拠はどうなっているのか。
 - 報酬条例により通常は日額12,600円で、障害の等級を判定する場合にあっては19,000円と規定されている。

- 児童福祉専門分科会に新たに設ける部会での審議について、報酬条例の改定は必要なのか。
 - 報酬条例の改正が必要である。

- 部会の名称に審査という言葉を使うと障害の審査部会と混同してしまうのではないか。
 - 部会名称は再考する。

- 部会を設置するにあたっては、社会福祉審議会条例の改正が必要となるのか。
 - 条例改正が必要である。

(2) 結果

決裁処理とする。

2 国民健康保険税率について

(説明者：国民健康保険課長)

(1) 主な意見等

- 税率改定において低所得者へ配慮した点（国保税の軽減制度維持や減免規定の拡充等）について、制度概要や対象者の範囲等、もう少し説明が必要である。
- 社会経済状況は昨年度と変わらないが、今後の保険給付費の伸び等を考慮すると、22年度に税率改定を実施せざるを得ないのではないか。
- 保険給付費の見込みは適切か。
 - 過去の推移では、伸び率は年により高低しており推計は簡単ではないが、保険給付費が伸び続けていることや、国保全体の被保険者数の今後の推計をベースとし、医療費が相対的に高い前期高齢者数の推計値を参考にしながら、見込み額を算出したものである。
- 22年度に税率改定を行わなかった場合の一般会計からの繰入額の見込額をみると、22年度の税率改定見送りは選択しづらい。見送った場合、アクションプランの目標到達は困難になる。

(2) 結果

22年度に税率改定を実施することで、上部庁議（経営会議）へ付議する。